国 籍 離 脱 届 案 内 書

NOTIFICATION OF RENOUNCING JAPANESE CITIZENSHIP

日本国籍のほかに外国国籍を有しており、日本国籍を離脱しようとする場合、法務局、地方法務局または在外公館に国籍離脱届を提出する必要があります。フロリダ州在住の日本人は、当館に届出ることが可能です。予約を取り当館までお越しください。

国籍を離脱しようとする者が15歳以上の場合は、本人自ら受付担当者の面前で署名して届出なければならず、15歳未満の場合は、両親が署名をしなければなりません。

1. 必要書類

（1）国籍離脱届・・・2通
（2）有効な米国旅券原本
＊所持していない場合は、米国出生証明書原本1通及び公証を受けた宣誓口供書1通の両方提出してください。宣誓口供書（AFFIDAVIT CERTIFYING U.S. CITIZENSHIP）は最寄りの**Notary Public**で公証してください。
（3）（2）の要訳文・・・2通
（4）有効なフロリダ州運転免許証原本
＊所持していない場合は、フロリダ州IDカードや現住所を証明できるもの
（5）（4）の要訳文・・・2通
（6）申述書（戸籍の名義と米国旅券や運転免許証の名義が異なる場合）
（7）国籍離脱者の日本国旅券（所持している場合のみ。失効手続き後返却します。）
（8）戸籍謄本（任意）
来館時に届書を記入される場合は、必ず本籍を戸籍に記載されてあるとおりに記入できるよう確認をしてください。番地を省略することもできません。
不安な場合は、戸籍のコピーなどを持参してください。
（9）日本国籍を留保していることが確認できるもの（日本旅券または戸籍謄本・抄本のコピー）

以下、国籍を離脱しようとする者が15歳未満の場合のみ
（10）一方の親が外国国籍の場合、該当国旅券
（11）（10）の要訳文・・・2通
（12）両親の有効なフロリダ州運転免許証原本
（13）（12）の要訳文・・・2通

2. 届出先と方法

当館の管轄区域はフロリダ州です。管轄外の公館へ届け出ることは無効ではありませんが、国や州により法律や証明書の発行形態が異なることがありますので、原則管轄公館へ届け出てください。

当館窓口での手続きを希望される場合は、必要書類、業務時間、休館日を事前にご確認の上、可能であれば予約を取ってください。書類確認のためにお時間をいただきますので、時間的に余裕を持って来館してください。

3. 当館連絡先

Consulate-General of Japan
80 S.W. 8th Street, Suite 3200
Miami, FL 33130
Tel: (305) 530-9090　Fax: (305) 530-0950
E-mail: ryoji2@mi.mofa.go.jp

記　入　上　の　注　意

すべて日本語（漢字・ひらがな・カタカナ）で記入してください（現住所の部屋番号を除く）。

黒ボールペンまたは黒ペンでしっかりと記入してください（青インク不可）。

訂正箇所は、二重線を引き、訂正し、捺印（拇印）が必要です。

修正液・修正テープでの訂正は無効ですので、使用しないでください。

印および訂正印は印鑑または拇印を押してください（赤インクまたは黒インク）。

（1）右上の届出日

来館時に記入していただきますので、空欄のままでお願いします。

（2）国籍を離脱しようとする者の氏名・生年月日

戸籍上の氏名・生年月日を記入してください。よみかたも忘れずにお願いします。

（3）住所

住所は日本語で日本式に国名から番地までを正確に記入してください。郵便番号は必要ありません。
また、届書の一番下にある、届出人の連絡先及び電話番号には米国式に記入してください。

（例1）100 N.W. 78th Terrace, APT# 200, Miami, FL 33180
アメリカ合衆国フロリダ州マイアミ市北西78通り100番アパート200号

（例2）1234 Florida Blvd., Orlando, FL 32806
アメリカ合衆国フロリダ州オーランド市フロリダ大通り1234番地

（4）本籍・筆頭者との続柄

戸籍とおりに記入してください。筆頭者の氏名を間違えないよう注意してください。
続柄が長男・二女などとなります。

（5）現に有する外国の国籍

米国籍の場合は、アメリカ合衆国とご記入ください。

（6）添付書類

当てはまる項目に☑を記入してください。不明瞭な場合は来館時にお問い合わせください。

（7）届出人署名押印

来館時に戸籍の記載とおりに署名をしていただきますので、空欄のままでお願いします。

（8）法定代理人の資格

国籍を離脱しようとする者が15歳未満のときは、記入してください。両親が婚姻中の場合や、
離婚されても共同親権の場合は、両親の署名が必要です。

（9）届出人の連絡先電話番号

フロリダ州の電話番号を記入してください。後日法務省からの書類を送る際に連絡しますので、
正確にお願いします。電話番号が変更になった場合は、直ぐにお知らせください。